

各 位

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税の課税期間について

大韓民国及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)を原産地とする水酸化カリウムについては、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」(平成 28 年政令第 196 号)に基づき、平成 28 年 8 月 9 日から令和 8 年 8 月 12 日までを課税期間として不当廉売関税が課されていますが、令和 7 年 12 月 25 日より当該課税期間の延長に関する調査を実施(令和 7 年財務省告示第 333 号)していることから、関税定率法第 8 条第 29 項の規定により、当該調査が終了する日までの間、引き続き当該不当廉売関税が課されますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2 8 1 5. 2 0 号に掲げる水酸化カリウム(かせいカリ)

2. 対象国

大韓民国又は中国

3. 税率

大韓民国を原産地とするもの 4 9. 5 %

中国を原産地とするもの 7 3. 7 %

4. 期間

不当廉売関税に係る課税期間の延長に関する調査が終了するまでの間

5. システムを利用して行う輸入(納税)申告について

「内国消費税等種別コード(輸入)」欄に次のコードを入力する。

貨物の原産地	NACCS 用コード	適用税率(%)
大韓民国	S006001	49. 5%
中 国	S006002	73. 7%

問合せ先

通関総括第一部門(手続関係) TEL03-3599-6337

原産地調査官(原産地認定関係) TEL03-3599-6527